

岐阜県公報

目 次

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)
(同)
— —^{ページ}

規 則

号 外 (一) 平 成 二 十 七 年 十 月 三 十 日

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百十八号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表総務部の項中「四三八人」を「四四〇人」に改め、同表清流の国推進部の項中「九七人」を「一〇三人」に改め、同表環境生活部の項中「二五五人」を「二五〇人」に改め、同表中

計	三、七六八人	に改め、同表合計
計	三、七六五人	を

の項中「三、八五九人」を「三、八六二人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百十九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表秘書課の項中「秘書係」の下に、「副知事秘書係」を加える。

第五条第一項の表管財課の項中「県庁舎再整備係」を「県庁舎再整備企画調整係 県庁舎再整備推進係」に改める。

第六条第一項の表清流の国づくり政策課の項中「管理調整係」の下に、「多文化共生係」を加え、同条第二項の表清流の国づくり政策課の項中第十八号を第二十号とし、第五号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 多文化共生の推進に関する事。

六 公益財団法人岐阜県国際交流センターに関する事。

第六条第四項の表地方創生室の項中「第五号から第八号」を「第七号から第十号」に改め、同表移住定住まちづくり室の項中「第九号から第十五号」を「第十一号から第十七号」に改める。

第七条第一項の表文化振興課の項中「新文化施設企画係」を「新文化企画係」に改め、同条第二項の表環境生活政策課の項中第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を第二十一号とし、同条第三項中「及び多文化共生係」を削り、同条第四項中「第二十号」を「第十八号」に改める。

第九条第二項の表観光企画課の項第七号を削り、同条第五項の表観光企画課の項を削り、同条第六項の表関ヶ原イベント推進室の項を削る。

第十条第三項の表農業経営課の項中「全国農業担い手サミット企画係」の下に、「全国農業担い手サミット地域係」を加える。

第二十六条第一項の表財政課の部の前に次のように加える。

広報課	広聴監	一人	上司の命を受け、広聴に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-----	-----	----	------------------------------

第二十六条第一項の表防犯情報整備室の部を削り、同表文化振興課の部新文化施設企画監の項を削り、同表全国育樹祭推進事務局の部を削り、同表技術検査課の部建設技術企画監の項中「入札制度及び」を削り、同項の前に次のように加える。

入札制度企画監

一人

上司の命を受け、入札制度に関する企画及び調整その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第二項中「規定する認定審査監」を「規定する広聴監、認定審査監」に改める。

第百十二条及び第百十五条中「第十五条の六」を「第十五条の七」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。